

木津川市 一般廃棄物(ごみ)処理計画 概要版

1 ごみ処理基本計画の策定に際しての基本的な考え方

一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定及び「木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づき一般廃棄物の適正な処理を進めるため、長期的な視点に立ち、その基本方針を明確にするもの

計画期間及び計画目標年次

令和22年度当初を計画目標年次とし、計画期間は、前期期間を令和7～11年度、中期期間を令和12～16年度、後期期間を令和17～21年度とする。

2 世界・国・府の動向

平成27年9月の国連サミットで、平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択。

またプラスチックごみに関して、令和4年4月「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行され、市町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出されるように努めなければならないこととなっている。

国は、令和6年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、令和12年度を目標年次として数値目標を設定。



3 本市の概況

本市は、近畿のほぼ中央、京都府南部の山城地域に位置し、京都・大阪の中心地から30km圏内にある。全国的に人口減少が懸念される中、令和4年9月には8万人に達したもの、その後横ばいから減少に転じるなど、転換期を迎えており、今後は減少に転ずる見込みです。

4 ごみ処理の状況

令和4年度における本市の1人1日平均ごみ排出量は742.7g/人日。

人口規模が比較的近い京都府下の他市の値や、全国・京都府平均値と比較すると低い値だが、今後もごみの発生抑制・減量化を進める必要がある。

5 ごみ処理の評価と課題

ごみ処理の課題

可燃ごみ有料制を続けるが、ごみ袋容量の細分化など総合的に検討する必要がある。

6 ごみ処理基本計画

減量化率の設定

循環型社会の構築を目指し、生活系ごみ及び事業系ごみについて、令和5年度を基準に、令和22年度は年間排出量10%の減量を目標とする。

ごみの排出の抑制の方策

ア) 家庭系ごみの有料制の継続及びその検証

イ) 環境教育、啓発活動の充実

ウ) 減量化の取組み〔行政、市民（住民、事業者）〕

- ① 古紙類等の集団回収の促進
- ② 生ごみの堆肥化・減量化
- ③ 発生源における排出抑制
- ④ 過剰包装・容器包装廃棄物の排出抑制
- ⑤ 環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等
- ⑥ 食品廃棄物の排出抑制

7 食品ロス削減推進計画

令和22年度までに令和5年度比で10%の削減（一人1日当たり3.4g減）を目指すこととする。

また本食品ロス削減推進計画は、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和2年3月31日閣議決定）に基づき策定した計画とする。

8 その他

廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員との連携や事業者の協力、災害対策、不適正処理、不法投棄対策、医療系廃棄物対策に努める。

木津川市

市民環境部 環境課

Tel: 0774-72-0501(代) / 0774-75-1215(直) Fax: 0774-72-3900

E-mail: machibika@city.kizugawa.lg.jp